

寒川町訓令第 6 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町タブレット端末機の管理等に関する規程を次のように定める。

平成 27 年 8 月 11 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町タブレット端末機の管理等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、タブレット端末機の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の範囲)

第2条 タブレット端末機は、次に掲げる者に貸与する。

(1) 町長、副町長及び教育長

(2) 寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第4号)第1条に規定する部の長、消防長及び教育次長

(被貸与者の管理義務)

第3条 前条の規定によりタブレット端末機を貸与された職員(以下「被貸与者」という。)は、善良な管理者の注意をもって貸与されたタブレット端末機の使用及び管理に努めなければならない。

2 被貸与者は、貸与されたタブレット端末機を職務の執行以外に使用してはならない。

(タブレット端末機の返納)

第4条 被貸与者は、退職若しくは休職したとき、第2条の規定に該当しなくなったとき又は総務部総務課長(以下単に「総務課長」という。)がタブレット端末機の管理上の理由から返納を求めたときは、直ちに貸与されたタブレット端末機を総務課長に返納しなければならない。

(再貸与)

第5条 被貸与者は、貸与されたタブレット端末機を亡失し、又はき損したときは、速やかに総務課長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による亡失又はき損がやむを得ない理由によるものであり、代替品を貸与することが必要であると総務課長が認めたときは、再貸与することができる。

(貸与簿)

第 6 条 総務課長は、タブレット端末機の貸与の状況を明らかにするため、寒川町タブレット端末機貸与簿(第 1 号様式)を作成するものとする。

(貸出し)

第 7 条 総務課長は、次に掲げる職員(被貸与者を除く。)にタブレット端末機の貸出しを行うことができる。

(1) 議会の会議、政策会議又は部長会議(寒川町庁議規程(平成 13 年寒川町訓令第 3 号)第 2 条に規定する政策会議及び部長会議をいう。)、審議会等(寒川町審議会等の会議の公開に関する規則(平成 21 年寒川町規則第 18 号)第 2 条に規定する審議会等をいう。)の会議その他これらに類するもの(タブレット端末機の使用を認めているものに限る。)に出席する職員

(2) カメラ、インターネット等を使用して、町民等への情報発信、現場の状況の報告をしようとする職員

(3) 町民等への説明にタブレット端末機を使用しようとする職員

(4) 前各号に掲げるもののほか、総務課長が特に必要と認めた職員

2 前項の規定によるタブレット端末機の貸出しは、一週間を超えて行うことができない。ただし、総務課長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

3 第 1 項の規定によりタブレット端末機の貸出しを受けようとする者は、総務課長に申し出なければならない。

4 総務課長は、前項の貸出しの申し出があったときは、寒川町タブレット端末機貸出簿(第 2 号様式)に所要事項を記入させ、貸出しを行うものとする。

(被貸出者の管理義務等)

第 8 条 前条第 1 項の規定によりタブレット端末機の貸出しを受けた職員(以下「被貸出者」という。)のタブレット端末機の管理義務及び再貸出しについては、第 3 条及び第 5 条の規定を準用する。この場合において、第 3 条中「貸与された」とあるの

は「貸出しを受けた」と、「被貸与者」とあるのは「被貸出者」と、第5条第1項中「被貸与者」とあるのは「被貸出者」と、「貸与された」とあるのは「貸出しを受けた」と、同条第2項中「貸与する」とあるのは「貸出しを行う」と、「再貸与」とあるのは「再貸出し」と読み替えるものとする。

2 被貸出者は、当該タブレット端末機を庁舎(寒川町庁舎管理規則(昭和48年寒川町規則第10号)別表区分の欄に掲げる庁舎をいう。)から持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号に規定する会議等が庁舎以外の場所で開催される場合

(2) タブレット端末機を前条第1項第2号又は第3号に規定する用途に使用する
合

(3) 前2号に掲げるもののほか、総務課長が特に必要と認めた場合

(ソフトウェア)

第9条 被貸与者及び被貸出者は、管理しているタブレット端末機に対してソフトウェアのインストール及びアンインストールを行ってはならない。ただし、総務課長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(委任)

第10条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

寒 川 町 タ ブ レ ッ ト 端 末 機 貸 与 簿

[illegible]

第2号様式(第7条関係)

寒川町タブレット端末機貸出簿

[illegible]